

## 「生ごみ」の分別収集の概要・「燃やせるごみ」の収集曜日の変更について

### ◇生ごみ

#### ①収集回数⇒週2回、収集日が祝日の場合でも収集します。

※年末年始を除き、週2回収集を行います。

#### ②収集曜日⇒「燃やせるごみ」と同じ曜日で収集します。

※「燃やせるごみ」の収集曜日が一部の地区で変更となるため、変更となる地区では、「生ごみ」も変更後の曜日で収集を行います。

例えば、変更後の「燃やせるごみ」の収集曜日が【月・木】であれば、「生ごみ」の収集曜日も【月・木】となります。

#### ③収集場所⇒「燃やせるごみ」を収集するごみ集積所となります。

※資源物の専用集積所を設けている地区もありますが、「燃やせるごみ」を収集していない集積所では「生ごみ」の収集は行いませんので、ご注意ください。

#### ④開始日⇒10月19日(月)

### ◇燃やせるごみ

#### ①収集曜日⇒一部地域で収集曜日が変わります。

①	歌津地区	収集曜日の変更はありません。
②	入谷地区	収集曜日を【火・金】に統一します。
③	戸倉地区	収集曜日を【月・木】に統一します。
④	志津川地区	一部地区で収集曜日を変更します。 ※詳細は右の表をご覧ください。

#### ②祝日収集⇒収集日が祝日の場合でも収集を行います。

※年末年始以外は週2回の収集となります。

#### ③変更日⇒10月19日(月)

問い合わせ 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528

### 志津川地区の「燃やせるごみ」及び「生ごみ」収集曜日一覧

地区名等	変更前	変更後
沼田	火・金	月・木
新井田	火・金	月・木
磯の沢	火・金	月・木
平井田	火・金	月・木
大上坊	火・金	月・木
清水浜	火・金	月・木
大森	火・金	月・木
城場	月・木	変更なし
上の山	月・木	変更なし
林	月・木	変更なし
大久保	月・木	変更なし
保呂毛	月・木	変更なし
黒崎	月・木	変更なし
沼田仮設	火・金	月・木
大久保仮設	月・木	変更なし
林仮設	月・木	変更なし
中瀬町仮設	月・木	変更なし
保呂毛仮設	月・木	変更なし
旭ヶ丘	火・金	変更なし
小森	火・金	変更なし
秋目川	火・金	変更なし
双苗	火・金	変更なし
大雄寺駐車場	月・木	火・金
田尻畑	月・木	火・金
西田	火・金	変更なし
平磯	火・金	変更なし
細浦	火・金	変更なし
荒砥	火・金	変更なし
権現	火・金	変更なし
袖浜	火・金	変更なし
小森地区仮設	火・金	変更なし
廻館仮設	月・木	火・金
志津川小仮設	月・木	火・金
志津川中仮設	月・木	火・金
志津川高仮設	月・木	火・金
田尻畑仮設	月・木	火・金
袖浜仮設	火・金	変更なし
平磯仮設	火・金	変更なし
荒砥仮設	火・金	変更なし
平西仮設	火・金	変更なし
細浦仮設	火・金	変更なし

※生ごみも変更後の曜日で収集を行います。

## 廃棄物不法投棄防止強化月間

9月は廃棄物の不法投棄強化月間です。

最近、廃棄物の不法投棄が目立っています。

不法投棄をすることは、法律で禁止されており、違反した場合には、懲役または罰金刑に処される場合があります。

不法投棄は、「しない」「させない」「許さない」 不法投棄から、豊かな自然を守りましょう。

問い合わせ 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528

## 犬の登録について

### —飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です—

犬を飼っている方は、住んでいる市区町村に犬の登録を行わなければならない。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、引っ越しをした場合や所有者を変更した場合、死亡した場合は届け出が必要です。

また、年1回の狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。町では毎年4月に集合注射を実施していますが、動物病院で予防注射を受けた場合は、役場にて注射済票の交付を受けてください。

犬の登録等に係る手数料は次のとおりです。

犬の登録	注射済票の交付	鑑札の再交付	注射済票の再交付
3,000円	550円	1,600円	340円

※鑑札や注射済票は、必ず犬の首輪に装着しましょう。

犬の登録やその他の届け出が済んでいない方は、環境対策課または歌津総合支所町民福祉課でお手続きいただけますようお願いします。

### 犬を飼っている方々へ

飼っている犬が散歩中にフンをしてしまった場合、飼い主の方が責任を持ってフンの処理をしなければなりません。フンの処理を行わないと地域の方々への迷惑となり、公害となる可能性もあります。ルールを守って正しく生活しましょう。

問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528



### 繁殖用和牛借り受け希望者を募集中

町では、畜産農家の経営規模拡大や資源確保を支援するために、肉用牛の繁殖雌牛を導入し、一定期間貸し付けします。

◇貸付対象者 町内在住で繁殖用和牛の飼育経験がある方等

◇貸付期間 5年間

◇返納方法 貸付時の対価基準額を5年後に一括して返納または2年据置で3年目から分割で返納する方法のいずれか(指定口座に納入)

◇申込方法 産業振興課に備え付けの申込書と畜産経営計画書に必要事項を記入の上、9月18日(金)までに申し込みください。

問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378



### 猫を飼っている方々へ

最近、猫に関する相談や苦情などが増えています。

猫が繁殖して困っている場合は、捨てたりなどはせずに他に飼ってくれる方を探すなど、飼主としての責任を果たしてください。望まない繁殖を防ぐためには、「去勢」「避妊」手術を行うか、室内で飼うことをおすすめいたします。また、野良猫が増える原因となりますのでむやみにえさを与えないでください。

※動物を傷つけたり殺したりする行為または動物を捨てる行為は、動物愛護法により罰せられる場合があります。

問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528